

# きそほうじん

発行所：(一社) 木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243

編集：広報委員会

印刷：木曽オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166



令和8年7月発行

No. **111**  
2026 / JUL.

## 目次

- ② 令和8年新年度の会長挨拶
- ③ 木曽税務署長 通常総会 祝辞
- ④ 第14回通常総会 / 木曽税務署人事異動
- ⑤ 税務署からのお知らせ
- ⑥ 青年部・女性部
- ⑦ 女性部・支部総会（木曽町支部）
- ⑧～⑨ 税金Q & A コーナー
- ⑩ アメリカン・エクスプレス チラシ
- ⑪ 法人会ゴルフ大会のお知らせ
- ⑫ 事務局日誌 / 会費納入のお願い



撮影者：細野 雅志 氏  
木曽土建工業(株)

## —— 夏の大三角形 ——

こと座の一等星ベガ（織姫）・わし座の一等星アルタイル（彦星）・はくちょう座の一等星デネブを結んでできる、夏の夜空を代表する大きな三角形の星の並びで、七夕の星探しや夏の星座観察の目印として広く知られています。

木曽のとある場所、6月の夜、季節はずれの寒気が入ってくると空気が澄んで星がきれいに見えるため、写真愛好家の方々が訪れていたようです。



## 新年度のご挨拶

木曽法人会長 大沢 謙一



「仕事は楽しく、仕事に惚れろ」時給800円から年商10億円を達成。

令和8年の新年度が幕開けしました。通常総会には大勢のご来賓においでいただき、皐月晴れのよき日に盛大に執り行うことができました。感謝申し上げます。

さて、私たち法人会の目指すものの一つに、良き経営者が挙げられています。

良き経営者とはこんな人に違いないと、以前木曽法人会で講師に来て頂いた、カリスマ駅弁販売営業所長こと三浦由紀江さんのお話を思い出します。

三浦さんは、日本レストランエンタプライズ弁当営業部 駅弁マイスターというその部門を取りまとめるお立場の人でした。時給800円のパートタイマーから日本レストランの頂点を極めた人です。新幹線の形の入れ物に入った「新幹線弁当」人気の駅弁です。埼玉県大宮駅の新幹線ホームで販売されています。その様なヒット弁当は、三浦さんたちが考案した駅弁です。

三浦さん曰く、駅弁について、「より喜ばれるようにしたい、より良いものを作りたい」という、「ひと手間かける努力と工夫を惜しまない」仕事への惚れ込みから言わせる言葉です。

それが、「現状をより良い状況に変えていく起爆点になるのではないかとこんなことを常日頃反芻し思いを深くしています」とのこと。

私は、商売や事業のなかで、そのような情熱というか願望をもつことが、商売や事業の方向性を決める上でとても大事ではないかと感じ入ったのを覚えています。

三浦さんはこうもおっしゃっています。「常に壁に突き当たる。世の中は常に変化している。どんなにうまくいっていることもそのままでは、時と共にすたれるのが世の中だと思う」と。その通りです。いつもそんなふうに経営者は考えています。

「時流を感じ、先を予見し 見て、聞いて、触って、味わって、匂いを嗅いでといった、人の五感をフルに使って、頭で考えず、どう感じ取るかを大切に（『燃えよドラゴン』の中でブルース・リーも言っていた『Don't think. Feel!』）、より喜ばれるように、より良いもの・サービスを提供したいという、お節介ともいえるほどのサービス精神のようなもの」言い換えれば、仕事へ

打ち込む「気迫」をお持ちの所長さん、という感じが漂っていました。三浦さんは、きっとそんな性格なのかな、と思いました。

そして、もう一人、今は亡き南木曾町漆畑、(有)ヤマイチ小椋クロコ工芸所の小椋一一さんがいつも言っておられた「三惚れ」。それは、「女房に惚れ 仕事に惚れ その土地に惚れ それが人を幸せにする」と。そんな男になりたいと、以来、ずっと私は目標にしてきました。

いつか、そんな風に自分もなれたらと思っています。惚れるということは一途にまっしぐらということで、年とともに、そこに深みが加わり、ますます価値を増していく様に思えます。

三浦由紀江さんも小椋一一さんも、仕事への惚れ込みが半端ない人なのだと、そして仕事を楽しんでやっている人だと強く感じ入りました。それが人の幸せを作るのだと。脱帽です。

先人たちの、努力が苦ではなく、楽しみに変わってくる様な、仕事に惚れるということこそ、良き経営者であることを物語っているのではないのでしょうか。

法人会は良き経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献します。地域社会の発展に、更に、大いに貢献できるようになりたいと思います。実際、会員の皆様におかれましては、その様に切磋琢磨し輝いておられます。そのことに深く感謝申し上げます。

これからも魅力ある法人会を作って参りたいと思いますので、末長くご支援ご協力をどうか宜しくお願いいたします。最後に、会員の皆様のご健勝とご多幸、さらには会員企業の益々のご発展を祈念いたします。



## 一般社団法人木曽法人会通常総会祝辞

木曽税務署長 佐藤 和子



本日ここに、一般社団法人木曽法人会の第14回通常総会が盛大に開催され、全ての議事が滞りなく可決承認されましたことに心からお慶び申し上げますとともに、一言お祝いの言葉を申し上げます。

大沢会長をはじめ、木曽法人会の皆様には、日頃から深いご理解と多大なご協力を賜っており、本席をお借りして厚くお礼申し上げます。

木曽法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれ、また、税のオピニオンリーダーとして申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしておられます。

特に、税に関する各種研修会の開催や自主点検チェックシートを活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じて、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献されているほか、租税教育に対する深いご理解の下、青年部、女性部を中心とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の実施にも大変力を入れていただいております。皆様の法人会活動に対する熱意とご尽力に敬意を表します。

さて、国税当局では、税務行政のDXを推進しており、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」に加え、税務を起点とした「事業者のデジタル化促進」を3つの柱として取り組んでいるところです。

「納税者の利便性の向上」については、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、納税者目線に立って、相談対応・情報発信など様々な納税者サービスの包括的な見直しを進めており、納税者の自己解決の一助となるようなデジタルコンテンツ等の拡充に引き続き取り組んでまいります。

また、「事業者のデジタル化促進」については、事業者が行う会計・経理等の様々な業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上のほか、業務の効率化による生産性の向上にもつながることが期待されます。

特に、納付手続きについては、納税者、金

融機関、官公庁のいずれにもメリットがあるキャッシュレス納付の利用拡大に向けて取り組んでまいります。

今後とも、税務を起点とした社会全体のDXを推進してまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

木曽法人会におかれましては、従来から国税当局と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、皆様に税務行政の良き理解者としてご尽力賜っていることは、私も国税当局が「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。

今後とも、木曽法人会及び会員の皆様と、私も国税当局が、更なる協調関係を構築し、目まぐるしく変化する経済社会や技術環境に対して柔軟に対応し、時代に即した申告納税制度の更なる発展に取り組むことができれば幸いと考えております。

最後に、近年、国税職員の採用環境は極めて厳しい状況にあり、有為な人材を確保することが国税庁の喫緊の課題となっております。このような状況をご理解いただき、身近にいるご親戚やお知り合い等に国税の職場をご紹介いただくなど、募集活動に関するご協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、木曽法人会並びに会員の皆様の多年にわたるご功績に、改めて敬意を表しますとともに、本日ご臨席の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



第1回理事会で挨拶される佐藤税務署長

第 14 回通常総会開催

令和 8 年度第 14 回通常総会が 5 月 27 日木曾町文化交流センターにて通常通りの開催を行うことができました。

令和 7 年度財務諸表の承認と令和 8 年度事業計画書並びに収支予算書の報告、令和 9 年度税制改正要望事項（案）の承認がされました。

総会終了後には、懇親会も行いました。皆さん、それぞれ近くの方と情報交換をし、楽しい懇親会となりました。

【令和 8 年度基本方針】

- ・納税意識の高揚と租税教育活動の推進
- ・税制改正提言活動ならびに申告書の添付書類も含めた電子申告納税システム（e-Tax）及びキャッシュレス納付の普及・定着や利用拡大への取り組み

・企業経営の健全発展と地域社会貢献活動事業の推進

【主な事業計画】

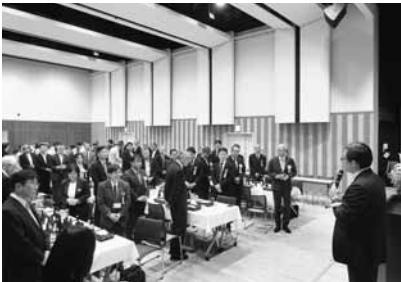
- ①税の研修事業・税務研修会・講演会等経営支援事業の実施
- ②支部活動・青年部女性部活動を通しての会員増強の推進
- ③税制改正の提言・法人市町村民税（法人税割）の標準税率化への要望活動の実施
- ④女性部の介護施設等へのタオル・古布寄贈や食品ロス問題への取り組み等の社会貢献事業
- ⑤青年部・女性部による租税教育事業の推進強化
- ⑥会員福利厚生制度の普及推進（会員健康促進事業の実施）



ご祝辞を述べられる  
佐藤税務署長



ご祝辞を述べられる  
県税事務所木曾事務所鮎沢所長



5月27日 第14回通常総会  
木曾町文化交流センター

● 木曾税務署 人事異動のお知らせ（7月10日付）

(1) 転出者・転出先

| 所 属   | 職 名     | 氏 名     | 新 所 属 署           | 新 職 名   |
|-------|---------|---------|-------------------|---------|
|       | 署 長     | 佐 藤 和 子 | 大田原税務署            | 署 長     |
| 総 務 課 | 総 務 課 長 | 木 村 賢   | 関東信越国税局<br>管理運営課  | 課 長 補 佐 |
| 調査部門  | 統括国税調査官 | 佐 藤 尚   | 諏訪税務署<br>法人課税第一部門 | 統括国税調査官 |

(2) 転入者・転入先

| 所 属   | 職 名     | 氏 名     | 旧 所 属 署                  | 旧 職 名   |
|-------|---------|---------|--------------------------|---------|
|       | 署 長     | 宮 内 仁 志 | 関東信越国税局<br>徴収部 国税訟務官     | 訟 務 官   |
| 総 務 課 | 総 務 課 長 | 白 洲 勝   | 関東信越国税局 調査<br>査察部 調査第一部門 | 総 括 主 査 |
| 調査部門  | 統括国税調査官 | 小 林 康 隆 | 諏訪税務署<br>法人課税第三部門        | 統括国税調査官 |

木曽税務署からのお知らせ

## 業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和3年7月から「内部事務のセンター化<sup>(※)</sup>」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております。

当該実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

▶ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

〒330-9619 関東信越国税局北浦和業務センター

（申告書、申請書を送付する際の、送付先住所の記載は不要です。）

- ▶ 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- ▶ 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- ▶ 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- ▶ 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

## 青年部租税教室を開催

去る5月28日、木曽町立開田小学校において、青年部の租税教育事業の取り組みとして「租税教室」を行いました。

青年部での租税教室は、木曽税務署の方にもご協力頂きながら、青年部員が講師となり税の仕組みを説明し、DVDを活用しながら税金のある暮らしの大切さを伝えました。

青年部員の話の中で税に関するクイズを出題すると、児童の皆さんもしっかり答えてくれました。

租税教室を通じて、少しでも税について考え、税の大切さを学んでもらえたらと思います。

租税教室後には、女性部の事業でもあります、税に関する絵はがきコンクールの応募のお願いもしました。

これからも継続事業として青年部員の方々には、ご協力をお願いしたいと思います。



## 税に関する『絵はがきコンクール』

### — 応募のお願い —

平成20年度より全法連女性部は租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」事業を実施しています。木曽法人会では、国税庁の後援もあり女性部による全国統一事業として実施しております。

木曽郡小学校長会への協力依頼を経て、管内全小学校の6年生の租税教室の授業が終わったところへ、女性部員が児童の皆さんに直接応募を呼びかけています。

大桑小学校 大川先生に  
応募はがきを渡す土原副部長



## 令和7年度 事業報告会

## 女性部

本会総会の前に、女性部事業報告会を開催しました。

事務局より令和7年度事業実施報告と令和8年度事業計画案の説明をしました。

すべて異議なく承認されました。

大畑部長が1年間の女性部事業である絵はがきコンクール事業や社会貢献活動事業、食品ロス問題について、部員の参加と協力に対し、お礼を述べられました。



女性部事業報告会で挨拶する大畑部長

### 法人会

## 全国女性フォーラム埼玉大会

第20回全国女性フォーラム埼玉大会に参加してまいりました。「彩の国から輝く未来へ～女性が創る新時代～」というテーマで、それにふさわしい未来を担う学生さん達の力強いパフォーマンス、また郷土愛の強い林家たい平さんの講演会はおもしろおかしく時間を忘れて聞き入ってしまいました。

何度か全国大会に参加しておりますが、各担当地区の方々の工夫を凝らしたおもてなしは、地元に戻り、お客様への対応にとっても参考になるものとなります。

また、県内の方々との意見交換も大切な時間となりました。ありがとうございました。



## 女性部日帰りバスツアー

去る3月12日、女性部で日帰りバスツアーを開催し、愛知県の日間賀島へ行ってまいりました。

本会の視察研修旅行と隔年で開催していた女性部日帰りバスツアーでしたが、新型コロナが流行して以降開催していなかったのも、久しぶりの女性部の旅行でした。

女性部長はじめ部員の皆さんの日頃の行いがよいおかげで天候は晴れ。

木祖村から南木曽まで順番に乗車していき、皆さんが揃ったと同時に、待ってましたと、さっそくアルコールが進んでいました。早い!! 皆さん、普段なら仕事の真っ最中の時間ですが。せっかくの旅行、これが楽しみなんですよ。

ちょうどお昼に、師崎からフェリーで日間賀島へ。近くの旅館で昼食です。お昼なのにすごい量の料理が並び、お腹いっぱい海の幸を堪能しました。女性部で食品ロスの取り組みをしているので全部食べなくてはいけないけれど、とても食べきれぬ量ではありませんでしたが、どれも美味しかったです。

フェリーの乗船まで時間があり、皆さん日間賀島でしか買えないお土産を買ったり、周辺を散策したりしました。

フェリーで師崎に戻ってからは、お土産物のお店などに寄って帰路につきました。

帰りのバス車内でも、皆さんアルコールで喉を潤しながら、カラオケを楽しんだり隣の方々とお話をしたり、交流ができたのかなと思います。

1日があっという間の、とても楽しい旅行となりました。女性部員の皆さん、普段はなかなか交流の場もないですが、女性部の日帰りバスツアー、親睦レクリエーションなど、ぜひお気軽にご参加ください。



## 木曽町支部総会

去る6月3日、木曽町文化交流センター大会議室において、木曽法人会木曽町支部の支部総会が開催されました。

支部会員が出席され、議案の令和7年度事業報告並びに収支決算書の報告、令和8年度事業計画（案）並びに収支予算書（案）が提案され、すべて承認となり無事に総会は終了となりました。

その後、木曽税務署 鶴飼上席国税調査官様より、「令和8年度税制改正のあらまし」について研修会を行っていただきました。研修会終了後には懇親会も行われ、支部会員の交流の場となりました。

今後も木曽法人会ならびに木曽町支部へのご協力よろしくお願いします。



6月3日 木曽町支部総会 税務研修会

## 令和8年度 全法連功労者表彰

6月15日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」において、（一社）長野県法人会連合会第14回通常総会が開催されました。木曽からは5名が出席しました。総会にて、本年度の全法連功労者表彰が伝達され、木曽法人会からは2名の方が受賞されました。

**田口直幸氏**  
（田口建材工業 株式会社）

**征矢野千里氏**  
（一般社団法人 木曽法人会）

受賞、誠におめでとうございます。



# 税金 Q & A コーナー

今回の「税金 Q & A コーナー」第50弾は、令和 8 年度税制改正における給与の源泉徴収に  
関係する改正について説明します。

**Q 1** 令和 8 年度税制改正における、基礎控除の改正の概要を教えてください。

**A 1** 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

| 合計所得金額<br>(令和 8・9 年分における収入が<br>給与だけの場合の収入金額 (注 3・4)) | 基礎控除額 (改正された範囲) |                |                |               |
|------------------------------------------------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|
|                                                      | 改正後 (注 1)       |                | 改正前 (注 1)      |               |
|                                                      | 令和 8・9 年分       | 令和 10 年分<br>以後 | 令和 8 年分        | 令和 9 年分<br>以後 |
| 132 万円以下<br>(206 万円以下)                               | 104 万円<br>(注 2) | 99 万円<br>(注 2) | 95 万円<br>(注 2) |               |
| 132 万円超 336 万円以下<br>(206 万円超 475 万 1,999 円以下)        |                 | 62 万円          | 88 万円<br>(注 2) | 58 万円         |
| 336 万円超 489 万円以下<br>(475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下) |                 |                | 68 万円<br>(注 2) |               |
| 489 万円超 655 万円以下<br>(665 万 5,556 円超 850 万円以下)        | 67 万円<br>(注 2)  |                | 63 万円<br>(注 2) |               |
| 655 万円超 2,350 万円以下<br>(850 万円超 2,545 万円以下)           | 62 万円           |                | 58 万円          |               |

- (注) 1 所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 62 万円 (改正前：58 万円) に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 62 万円にそれぞれ 42 万円、5 万円、37 万円を加算した金額 (改正前：58 万円にそれぞれ、37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額) となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 次頁 A 2 の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

※基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、**令和 9 年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

**Q 2** 令和 8 年度税制改正における、給与所得控除の改正の概要を教えてください。

**A 2** 給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

| 給与等の収入金額       | 給与所得控除額（改正された範囲） |                                                  |                       |
|----------------|------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|
|                | 改正後              |                                                  | 改正前                   |
|                | 令和 8・9 年分        | 令和 10 年分以後                                       |                       |
| 190万円以下        | 74万円<br>(注 1)    | その収入金額×<br>30% + 8 万円<br>(69万円未満となる<br>場合は、69万円) | 65万円                  |
| 190万円超 220万円以下 |                  |                                                  | その収入金額×<br>30% + 8 万円 |

(注) 1 給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の4）の適用後の給与所得控除額となります。

2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

- 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める**令和 8 年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。
- 令和 8・9 年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記にかかわらず、次の金額とすることとされました。

| 給与等の収入金額                  | その給与等に係る給与所得の金額 |
|---------------------------|-----------------|
| 69万1,000円以上 74万1,000円未満   | なし              |
| 74万1,000円以上 219万1,000円未満  | その収入金額 - 74万円   |
| 219万1,000円以上 219万3,000円未満 | 145万1,000円      |
| 219万3,000円以上 219万6,000円未満 | 145万3,000円      |
| 219万6,000円以上 220万円未満      | 145万6,000円      |

**【令和 8 年の給与等の源泉徴収事務における留意事項】**

令和 8 年 11 月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 8 年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和 8 年 12 月に行う**年末調整の際に、前頁 A 1 の引上げ後の基礎控除額及び上記 A 2 の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。**

ビジネスチャンスの拡大に

# 法人会の 「ビジネス・マッチング」

(アメリカン・エクスプレス提供)



## 「ビジネス・マッチング」の特長



ビジネス・パートナーの発掘や  
新規開拓などをサポートする  
法人会の新たな会員サービス



法人会会員同士のみならず、  
日本全国の様々な業種の  
企業とつながる機会を創出



登録料、利用料、対面イベント  
参加費など、すべてが無料

新規開拓も人脈づくりもすべて無料！  
詳しくはこちら



# 会員親睦支部対抗 ゴルフ大会のご案内

法人会の「**会員親睦支部対抗ゴルフ大会**」を下記のとおり開催いたします。会員の皆さんそれぞれお誘い合い、奮ってご参加願います。

**今回より、開催のお知らせは、この会報掲載のみとなります。**

**郵送でのお知らせは致しませんのでご了承下さい。**

参加申し込みは支部事務局または支部厚生委員へお早めにお申し込み下さいますようお願いします。

- |      |                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日  | <b>令和 8 年 10 月 29 日(木)</b><br><b>9 時 31 分 OUT・IN スタート 集合：9 時 00 分</b>                 |
| 会場   | 木曽カントリークラブ (木曽町開田高原)                                                                  |
| 参加者  | 1 支部 (単会) 3 名以上 (支部対抗登録成立)<br>《支部登録ができなくても、個人参加でお願いします》                               |
| 参加費  | <b>3,000 円</b> なお、プレー代は個人で精算願います<br>(ビジター・昼食・ワンドリンク付き 10,000 円)                       |
| 競技方法 | ① 18 ホールストロークプレー H・C は W ペリア方式<br>② 支部の成績は上位 3 名の合計スコアをもって順位を決めます。(団体表彰の他、個人賞もご用意します) |
| 申込期限 | <b>10 月 10 日 (支部事務局または支部厚生委員へ)</b>                                                    |
| その他  | 終了後表彰式を行います。<br>軽食・ソフトドリンク 1 杯<br>(2 杯目からは個人精算)                                       |



## 2月

- 5日 県連組織委員会（松本市）
- 9日 法人税・消費税決算説明会  
（木曾町文化交流センター）
- 10日 県連理事会（長野市）
- 16日 令和 8 年税制セミナー  
（オンライン参加）
- 19日 県連厚生委員会（松本市）

## 3月

- 3日 県連青年部連絡協議会（長野市）
- 10日 県連健康経営委員会報告会（松本市）
- 12日 女性部日帰りバスツアー（日間賀島）
- 16日 県連事務局長会議（松本市）

## 4月

- 8日 県連組織委員会（松本市）  
法人税・消費税決算説明会  
（木曾町文化交流センター）
- 16日 第 1 回税制委員会（木曾建設会館）
- 20日 木祖村支部総会（木工文化センター）
- 22日 青年部正副部長会（法人会事務所）
- 24日 令和 7 年度会計・業務監査会  
（法人会事務所）

## 5月

- 8日 令和 8 年度第 1 回理事会  
（木曾建設会館）
- 15日 大桑村商工会総会（大桑村商工会館）
- 21日 木曾郡租税教育推進協議会総会  
（木曾町文化交流センター）  
木曾地区税務関係団体連絡協議会総会  
（木曾町文化交流センター）
- 22日 南木曾商工会総会（南木曾商工会館）
- 27日 令和 8 年度第 14 回通常総会  
（木曾町文化交流センター）  
女性部事業報告会  
（木曾町文化交流センター）
- 28日 青年部租税教室（開田小学校）

## 事務局日誌



第 1 回理事会  
（5 月 8 日建設会館 3 階大会議室）

## 6月

- 2日 女性部役員会  
（福島本町 シェ コイワイ）
- 3日 木曾町支部総会  
（木曾町文化交流センター）
- 4日 法人税・消費税決算説明会  
（木曾町文化交流センター）
- 10日 生活習慣病予防健診  
（㈱木下工業・木曾町文化交流センター）
- 11日 生活習慣病予防健診  
（木曾町文化交流センター）
- 15日 県連総会（長野市）
- 17日 県連税制委員会（長野市）
- 18日 県連青年部連絡協議会（佐久市）
- 22日 県連事務局長会議（松本市）
- 23日 木曾郡租税教育推進協議会役員会  
（木曾町文化交流センター）  
木曾地区税務関係団体連絡協議会役員会（木曾町文化交流センター）
- 24日 上松町支部総会（上松町商工会館）
- 30日 県連女性部連絡協議会（松本市）



### 令和 8 年度 会費納入のお願い



日頃は当会活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。  
令和 8 年度法人会費の納入のお願いを 7 月初旬に郵送にて送付しております。

振込納付の締め切り日および口座引き落としの振替日は 8 月 10 日（月）となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。